

契約書約款

古紙類売却及び収集運搬業務について、発注者が物品を受注者に売り渡し、受注者が買い受けることについて、次の条件によって公正な契約を締結し、これを履行するものとする。

(引渡し)

- 第1条 受注者は、発注者の指定する日時に、指定する場所において、物品を収集するものとする。ただし、積込み作業は、受注者が細心の注意を払い行うものとする。
- 2 物品の納入は、第2条第3項の規定によって受注者が物品の移動等作業を始めたときをもって行われたものとし、納入後は受注者が占有するものとする。
- 3 受注者は、引渡しを受けた物品を再資源化施設に搬入するものとする。

(検査)

- 第2条 受注者は、物品を収集する際に、物品が適正なものか確認を行うものとする。
- 2 前項の確認の結果、不良品があるときは、受注者は納入を発注者に断ることができる。
- 3 確認の結果、特に問題がない場合は、受注者は直ちに物品の納入を発注者から受けられるものとする。
- 4 物品の確認に必要な費用、及び確認のために変質した物品の損失は、受注者の負担とする。

(危険負担)

- 第3条 前条第3項の納入の以前に生じた品質の損失にあたっては、受注者は発注者からの技術的助言の求めに対して対応しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第4条 受注者は納入を受けた物品を再資源化施設に搬入するまでのいかなる過程においても、再委託を行うことを禁じる。ただし、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではない。

(引き渡した物品用途制限)

- 第5条 受注者は、納入を受けた物品を資源物として扱わなければならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

(代金の支払い)

第6条 物品の納入後、受注者は発注者に対して、発注者の指示する方法により、速やかに納入を受けた数量を計量し、通知しなければならない。

2 売買代金は、契約単価に前項に規定する数量を乗じた金額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 売買代金は、受注者が物品の納入を受け、その数量を発注者に通知した後、受注者が発注者から適法な支払い請求書を受理した日から14日以内に支払わなければならぬ。

(権利又は義務の譲渡等)

第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

(発注者の契約解除権)

第8条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰する理由により、契約書に規定する期日内に引受けの見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なく、受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

(3) 発注者又は発注者の指定する職員の指示に従わないとき。

(4) 受注者が契約に違反したとき。

(5) 受注者（受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- ヘ 再物品売買契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再物品売買契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の解除により発注者に損害が生じたときは、受注者は損害賠償の責を負う。この場合において、受注者は解除による損害の賠償を発注者に請求することができない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、発注者にやむを得ない理由が生じ、受注者に通知した場合、この契約を解除することができる。
 - 4 発注者又は受注者は、必要が生じたときは、双方が協議のうえ、この契約の全部、一部の解除又は変更することができる。
 - 5 受注者は、第1項の規定により契約の解除があったとき、既に物品の引渡しを受けている場合は、当該引渡しに係る部分に相当する額を発注者に支払わなければならぬ。

（受注者の契約解除権）

- 第9条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となるに至ったときは、この契約を解除することができる。
- 2 受注者は、古紙相場の変動等により業務の遂行が困難となるに至ったときは、発注者と協議の上、この契約を解除することができる。

（費用の負担）

第10条 この契約の締結に要する費用及び物品の引渡しに要する費用は、受注者の負担とする。

（疑義等の決定）

第11条 この契約に定めの無い事項及びこの契約書の条項に関し疑義が生じたときは、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。